

平成28年12月16日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 江上新治
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
副	教 育	浅	井	雅
技	監	松	尾	定
総	務 部	北	川	政
企	画 財 政 部	平	川	剛
営	業 部	井	上	祐
営	業 部 理 事	千	賀	耕
営	業 部 理 事	小	田	修
く	ら し 部	大	宅	敬
く	ら し 部 理 事	井	上	将
こ	ど も 教 育 部	諸	岡	隆
こ	ど も 教 育 部 理 事	水	町	直
ま	ち づ く り 部	古	川	清
山	内 支 所	橋	口	一
北	方 支 所	岩	瀬	清
会	計 管 理 者	中	野	博
上	下 水 道 部	笠	原	孝
総	務 課	川	久 保	和
財	政 課	松	尾	徹
企	画 課	古	賀	龍 一 郎
選	挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	神	宮	一 文
監	査 委 員 事 務 局 長	末	藤	勇 二
農	業 委 員 会 事 務 局 長	永	尾	淳 一

議 事 日 程 第 6 号

12月16日（金）10時開議

日程第1	第62号議案	平成27年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第60号議案	平成27年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第61号議案	平成27年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第63号議案	平成27年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第64号議案	平成27年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第65号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第66号議案	平成27年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第67号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第68号議案	平成27年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第69号議案	平成27年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第85号議案	武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第12	第86号議案	武雄市都市下水路条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第13	第87号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第14	第88号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第15	第89号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第16	第90号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）

日程第17	第91号議案	平成28年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第18	第92号議案	平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第19	第93号議案	平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第20	第94号議案	平成28年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第21	第95号議案	平成28年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第22	請願第3号	義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書（趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第23	請願第4号	「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました請願第3号及び請願第4号の2件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第62号議案

日程第1. 第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について、報告を求めます。山口等一般会計決算審査特別委員長

○一般会計決算審査特別委員長（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました、第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定について、平成28年11月7日から9日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。

審査の過程においては、各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約いたしました。

第1、審査の経緯を踏まえて、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研究を重ねられ、かつ、補助事業、委託事業等については、より一層の透明性をもって、効果的に執行をされたい。

第2、審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。

以上2点を述べ、講評としたところです。

審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

議題になりました、平成27年度武雄市一般会計歳入歳出決算について、反対の討論を申し上げます。

第1に、平成27年度歳入総額262億2,255万円のうち、13款1項6目3節の行政財産目的外使用料で、図書館・歴史資料館のCCCの委託料612万が未納であります。その後、平成28年度に入金されたとの報告であります。

資料を提出してもらいましたが、行政財産使用許可書を見ると、平成25年度のものには、使用料と、使用料の納入時期、及び方法の項目がありますが、平成26、27年度には明記をされておりません。削除されたのでしょうか。どうして削除されているのか、審議の段階でお聞きすることはできませんでしたが、以上のことを考え、この決算には認定できません。

第2に、支出のうち、日本自治体等連合シンガポール事務所の取り組みは、費用対効果を図れば中止、廃止すべきです。事務所の運営費は6自治体で864万円、さらに武雄市負担は、人件費726万、職員宿舍377万等、これに市長初め、5月旅費105万円、11月旅費33万6,830円、これら合計しますと約1,100万円を超えて支出をされております。私は、自治体の取り組みとして、これは度を超しているのではないかと考えるものであります。

第3に、支出の中で、こども図書館建設のための、土地借り上げ料30万、測量・設計等業務委託料95万4,000円の支出に反対です。市長は就任当初、つくらないとしたのを覆し、推進されてきました。

第4に、7款1項3目12節広告料270万8,640円の、新幹線博多駅への、武雄市図書館・歴史資料館の看板設置についてです。

平成27年度で終了とのことですが、平成28年撤去費16万2,000円を含めると、この間、述べ524万5,452円支出をされました。これは市民にとってみても、商業的支出で、委託先CCCへの利益供与と指摘せざるを得ません。

第5に、2款1項1目13節弁護士委託料32万4,000円であります。

市民が、武雄市情報公開条例に基づいて開示請求を行使し、監査請求を行い、棄却をされました。その結果、市民の権利として、住民訴訟が提訴されました。これは、市当局、市長、教育長の説明責任ができていないのが問題の出発ではありませんか。この弁護士委託料はその代償ではありませんか。

市民による行動がなければ、平成24年図書館・歴史資料館のリニューアル時のときの、委託先による選書問題は明らかにならなかったのではありませんか。

第6に、10款1項3目の学校教育総務費の、官民一体型学校の取り組みの、花まる学園〇〇小学校の取り組みの、謝金、旅費、使用料及び賃借料、消耗品、印刷代等の支出に反対であります。

前市長が平成26年4月17日、文部科学省で記者会見が行われたことを見ても、武雄の教育方針が、政治主導で進められたことは明らかであります。教育の目的は、人格の完成を目指し、教育の推進に取り組むべきだと申し上げるものであります。

以上6点申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

19番川原議員

○19番（川原千秋君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成27年度一般会計決算審査特別委員会委員長報告に対し賛成の立場で討論を行います。

行政財産目的外使用料の請求漏れということでございますが、これは事務的なミスということで説明を受けております。それで、今後はこのような、同様のことがないように、ぜひ注意をしていただきたいということを申し添えております。

それから、シンガポール事務所の事業の支出については、適切に処理されており、今後の経過を注視していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、透明性のある執行がなされているので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第62号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに

決しました。

日程第 2～日程第 10 第 60 号議案～第 69 号議案

日程第 2. 第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから日程第 10. 第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について、報告を求めます。石丸特別会計等決算審査特別委員長

○特別会計等決算審査特別委員長（石丸 定君）〔登壇〕

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 28 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました、第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 61 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 63 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 64 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 65 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について、第 66 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 67 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 68 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 9 件につきましては、平成 28 年 11 月 14 日、16 日、17 日の 3 日間にわたり、慎重に審査をいたしました。

審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約いたしました。

全体的なものとして、事業の推進に当たっては、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

事業委託については、地元優先を考慮されたい。

財政については、企業債等、有利な借り換えを積極的に進められ、あわせて、効率的な基金運用を図られたい。

個別には、第 60 号議案 水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、施設改修については計画的に努められたい。

第 61 号議案 工業用水道事業については、販路拡大に努められたい。

第 63 号議案 国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、広域化に向けて今後も健全な運営に努められたい。ジェネリック医薬品等の PR 等に鋭意努力されたい。

第 64 号議案 後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のために鋭意努力されたい。

第 65 号議案 下水道事業特別会計については、公共下水道への接続率向上に向けた P R 等にも努められたい。施設整備の改修については計画的に努められたい。事業ごとに精査を行い、今後の方向性を明確にするよう努められたい。

第 66 号議案 土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき着実な事業の推進に努められたい。

第 67 号議案 競輪事業特別会計については、リニューアルした施設機能を最大限活用し、来場者及び売上げの増、並びになお一層の地域経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第 68 号議案 給湯事業特別会計については販路拡大に努められたい。

第 69 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、新規工業団地建設も視野に入れながら、引き続き企業誘致の推進、雇用の確保・拡大に努められたい。

このように申し述べ、講評といたしたところでございます。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 61 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 64 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 11 第 85 号議案

日程第 11. 第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 86 号議案

日程第 12. 第 86 号議案 武雄市都市下水路条例を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 87 号議案

日程第 13. 第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 88 号議案

日程第 14. 第 88 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 89 号議案

日程第 15. 第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 90 号議案

日程第 16. 第 90 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 91 号議案

日程第 17. 第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 18 第 92 号議案

日程第 18. 第 92 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19 第 93 号議案

日程第 19. 第 93 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20 第 94 号議案

日程第 20. 第 94 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 94 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 21 第 95 号議案

日程第 21. 第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 95 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 請願第 3 号

日程第 22. 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。7 番池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。紹介議員として請願についての説明をさせていただきます。読んでの説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願項目。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合

を2分の1に復元すること、を請願させていただきます。

以上、議員皆様の御賛同よろしくお願いたします。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。（発言する者あり）10番上田議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、ちょっと勉強させていただきたいんですけど、これまで出ていたこの請願なんですけど、教職員の方の処遇改善が大体これに載ってきてたのかと思ったんですけど、今回はこれがなくなった、削除されている理由と、それとこの請願の目的が少人数学級の実現なのか、国庫負担の2分の1復元なのか、文章を読んでいると少人数学級なのかなって感じがするんですけど、でも請願項目になると国庫負担金の2分の1になってるんで、こちら辺がどうなってるか、まずその2点確認させてください。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

最初の処遇改善の分につきましては、今年度5月より文部科学省のほうで定数改善に向けた検討がなされているところで、国のほうで考えてもらっているということと、2点目の少人数学級の、少人数教育の推進の部分でございますが、この点については請願項目ではなく前段の背景、趣旨の部分で、請願については義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することが第一であります。

○議長（杉原豊喜君）

21番松尾初秋議員（「まだこっち」と呼ぶ者あり）議席番号と、はいと手を挙げてください。10番上田雄一議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

何かこう、今の説明でわかったような、わからないような感じで、ちょっと私も整理がついていないんですけど、そしたらですよ、この文章上の、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっていると、日本はということであるんですけど、OECD諸国の人数と、今の、現状の日本の人数がどうなっているのかも教えていただきたいのと、下段から4行の「子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠」と書いてありますけど、そのための条件整備とはどういうことを指すのか、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

OECDとの比較ということでございますけども、OECD平均は21.6人となっていて、

日本の小学校の場合は1学級当たりの平均は28人。諸外国に比べて6.4人多いということですから。中学校においてはOECD平均23.7人、中学校33人ということになっております。

次に御質問いただきました、子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要でありという部分ですが……（「条件整備」と呼ぶ者あり）条件整備が不可欠ですという部分は、各自治体もいろんな工夫をして、この子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育については担っておりますけれども、さらなる向上を図るため義務教育における公平、水準的な教育を保つために国庫負担率の復元をお願いするところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

10番上田雄一議員

○10番（上田雄一君）〔登壇〕

ありがとうございます。そしたらですね、今、先ほど日本とOECD諸国の人数の比較は教えていただきましたので、最後にASEANとEU諸国のほうもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

ASEAN諸国についての数値については把握をしておりませんので、後ほどお調べして御説明したいと思います。（「EU」と呼ぶ者あり）EUも。

○議長（杉原豊喜君）

21番松尾初秋議員

○21番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっと簡単なことを聞きたかとぼってんですよ。この請願趣旨の内容はともかくですよ、この人は——紹介者になっとんさあぐらいやけん聞きたかとぼってん、住所ば聞きようぎ永島の人って、ほんなうちの近辺の人みたいですよもんね。だから、この人の仕事は何ばしよんさあ人か。

それとですよ、どういう背景かですね、どういう組織かようわかりませんが、どういう背景で出されてるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

7番池田議員

○7番（池田大生君）〔登壇〕

請願者の職業についてということでございますが、学校の先生でございます。教職員の方です。

〔21番「どういう組織か背景かわかれば。わからんぎよかですよ」〕

わかりません。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

20 番 牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

すみません、文字的なところなんですけれども、趣旨説明の2番目、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。多いですよあざわかあばってんが、多くなっていますというのは、ずっと増加傾向にあるというふうに思うんですね。これは逆でですね、例えば韓国は今もう減ってる。韓国は三十数名ですよ。OECDとおんなじアジア圏は多いんですよ。さっきOECDのほうは21.4人とかって、中学校はもっと多いですよ。中学校はその何割も多いですし、多くなっているんじゃないくて、逆に日本は減ってきているんですよ。今現在の平均で言えば。

例えば、昔は1学級当たり全国平均が48.3人だったのが、41.2人になって、ずっと減ってはきているんですよ。多くなっていますっていうのは、どがんですかね。（発言する者あり）多くなっていますと言わないですよ。多いっていうのはわかりますけれども、なっっていうのは動詞なんですよ。（発言する者あり）動詞と形容詞のその後で——宮本さん、この議論しましょうか。（笑い声）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。静かに。

牟田議員、質問を。

○20 番（牟田勝浩君）（続）

やっぱりそうなんです。私自身、請願とか何とかっていうのは、恣意的にそういうふう植えつけさせるって言い方は、私はあんまり好きじゃないんですよ。だから、きちんとこういうところで多くなっていますとか。あともう一つは外国につながる子どもたちへの支援、これも僕はちょっとよくわからないんですよ。

この辺のところ、僕は真ん中から下のほうは賛成なんですけれども、こっから上のところはちょっとだけそういうふうな、1学級当たりの児童生徒数のところで切られていればいいんですけども、教員1人当たりってのを必ず入れている。こういうところはいかがでしょうか。今言った分よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

7 番 池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

1人当たりの児童生徒数が多くなっていますという受け取り方もあると思いますけれども、現状の説明として、この多くなっていますという部分を使われておられると思います。

次に、外国につながる子どもたちへの支援という部分については、外国の方とかですね、そういう部分ではないかと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

〔7番「御審議よろしくお願ひいたします。」〕

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第23 請願第4号

日程第23. 請願第4号「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第4号「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願の、紹介議員としての説明を申し上げます。請願書を朗読して提案させていただきます。

佐賀地方裁判所は、平成28年4月22日、樋渡前武雄市長の市議会での発言を違法と認めました。この佐賀地裁判決は双方から控訴がなく、5月6日、判決が確定しました。

よって、武雄市は、平成28年5月31日、損害賠償金として36万2,483円を支出しました。武雄市は、国家賠償法1条2項に基づき、前武雄市長・樋渡啓祐個人に対し、市が被った損害36万2,483円の求償権の権利を有する。

よって、武雄市議会は、小松武雄市長に対して「求償権の行使を求める決議」の採択を求めるため請願をいたします。

請願者。

武雄市朝日町大字中野6679番地2。

大河内智。

以上でございます。よろしく御審議お願ひ申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

この文言の中でですよ、樋渡前武雄市長の市議会での発言を違法と認めましたと書いてありますけれども、市議会の発言じゃなくって、あの場合はフェイスブックに載せた部分の違法性を認めたということで、これは文言的に全くうそを書いてあるんですよ。うそを書いてある請願をですよ、採択するというよりもこれを受け付けるそのもののほうがおかしいんじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。（笑い声）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

佐賀地方裁判所に提訴されて、佐賀地方裁判所の判決が下されました。それに基づいて、

武雄市が、先ほど申し上げました損害賠償金として金額を支出しました。これが事実でありますので、今の質問についてお答えすれば、私は裁判の判決の結果を受けて、この請願者の趣旨を紹介させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

ということはですよ、紹介者は判決理由が全くわかっていない、そういう中で紹介議員になられたわけですよ。いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

判決文については今手元にありませんけれども、被告側を違法と認め、双方から控訴がなく判決が確定したわけですので、この判決文に基づいて、先ほど申しましたように請願者が求償権の行使を求めるための請願権を行使されているということが事実でございますし、その紹介をしているということで、今の御質問に対しては、あくまでも御理解をいただけるのが当たり前ではないかと私は考えますが。

○議長（杉原豊喜君）

18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

じゃあ、紹介者が、書いた文章についてはすべて認めていると、自分は全く見ていない。見もしなくて、紹介議員が果たしてできるのでしょうか。その点について、——確実にですね、判決文を読んだ上で、あなたが紹介者としてされるのであれば、——これも受け付けざるを得ないでしょう。しかし、あなたは自分で判決文は見えないのに、ここにもありませんと。紹介者が、そう書いてありますから私は受け付けましたって、それじゃあおかしいんじゃないですか。いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

今の質問で、判決文を見ていないから紹介議員の資格がないというふうな御質問でございますけれど、私はこの名誉棄損裁判につきましては、すべて傍聴をしてみました。そして判決の日も、当日裁判長の下された判決文も耳に、目の当たりにいたしました。

ですから、今の山口昌宏議員の質問で、判決文を見てないから紹介議員としての資格がないというこの質問は、私は質問じゃないと思います。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

ここに国家賠償法 1 条 2 項に基づきということで書いてありますが、この国家賠償法の第 1 条 2 項、これは公務員に故意または重大な過失があったときに国または公共団体がその公務員に対し求償権を有すると、絶対請求しなさいとは書いてありませんが、以前、江原さんは 6 月議会でですね、この件に対して質疑もしておられます。

このときにはですね、ただ過失があったときには請求権を有するとかという発言をしておられますが、国家賠償法はですね、重大な過失があったときに求償権を有するというふうになっておりますが、この請願者の方は、その重大な過失というのはどういう判断でされておられるか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

末藤議員の質問のとおり、事実は御存じのとおりであります。さきの 6 月議会で執行部から答弁がありましたように、重大な過失があったというふうには認めてないから求償権は行使しないということは、皆さん御存じのとおりかと思えます。

この請願にありますように、この故意または過失によってという文言、——今回のこの名誉棄損裁判において判決が確定した。もしこれが棄却されてるなら、当然求償権は発揮することはできません。

けれども、判決で名誉棄損として明らかに断罪されたと。総額約 61 万、そのうちに市がこうむった被害額として 36 万 2,483 円の求償権を行使することができる、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づいて明らかに示されたわけでありますので、国家賠償法でいう故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。前項の場合において、公務員に故意または過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有する。この国家賠償法第 1 条、そして第 2 項に基づいて、前項の場合において公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有するというのは、故意というのはわざとする、そして過失というのは明らかに判決が下っている、これは明らかに求償権を市民が——市民の税金でございますので、この求償権の行使をする権利が市民にあるかと思えます。

ですから、請願を請求されている請願者の思いも含めて、私も紹介議員として請願者と同じ意見を持つものとして、この求償権を求める採択の請願をお願い申し上げているわけがあります。御理解をいただきたいと思いますが。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

故意または重大な過失にあたるというようなことをございますけれども、ここにはですね、全然当たらない。以前の一般質問のときもですね、北川総務部長もちゃんと答弁されております。そういうことですね、職員であれば懲戒免職、また、このことによって刑事訴追とか何とか受けられたならばですね、重大な過失になるかも知れません。故意にされたのかもわかりませんが、これは重大な過失には当たりませんと、私は判断いたしますけれども、それをあえてですね、こういう求償権というようなことを請願される理由が余りわかりませんけれども、その辺の重大な過失ということをございますね、もう少し詳しく教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

この名誉毀損裁判におきまして、私も傍聴する中で感じてるのは、原告、被告、双方の主張が行われ、数回の公判が行われ、4月22日判決が下されたわけでありまして。

重大な過失に当たらないと、今の質問であります、あえて理由にはならないというのは、そうではなくて、私が答えるのは、判決が下されたというのは、それは明らかに故意または過失があったから判決が断罪されたという理解をして、当然市民の財産として個人、本人の過失を認めて、市がこうむった損害金を、市の財政に個人が戻すべきだというのがこの請願の趣旨でございますので、御理解をいただく以外にありません。以上です。（「市議会の発言って書いてあるとはうそって言いようたいの」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっと1点だけ聞きたいんですけども、昌宏議員さんはですよ、フェイスブックの中の発言が違法やったと言いきったですもんね。それで、この請願の中にはですよ、市議会での発言が違法って、これ全然違うとですよ。（「違う」と呼ぶ者あり）そいけん、こいどっちがほんなことですか、教えてください。ようわからんけん。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

私はその判決文を受けて、市がこうむっている損害額の求償権を……（発言する者あり）行使を求める趣旨でございますので、今の質問については答える材料を持っていません。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

ということは、どっちがほんなことかわからんということですね。わかるかわからんか教えてください。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

いや、わかるかわからないかというのは、それはそういう捉え方ではなくて……（発言する者あり）4月22日に判決が確定しているわけですから……（発言する者あり）その内容で求償権、これを御理解しない限り、この請願の趣旨は理解いただけないのかなと思います。

○議長（杉原豊喜君）

21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

それ一番大事かところでですよ、市議会での発言が違法かですよ、市議会以外ですよ、個人的なフェイスブックのことが違法でそういうふうな判決になったかですよ、そのことがですよ、後のほら——これは要するに何というんですかね、求償権ば求めとんさあわけでしょうが。それに物すごく関係してくっと思うわけですよ。

市議会の中の発言と、フェイスブックの発言じゃですよ、後のことの求めるときのことば考えるときにですよ、全然違うてくっと思いますけれどもそうは思わんですか。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

ここの文書、請願文に書かれているとおりであります。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

本案につきましては、総務常任委員会に付託をして、総務常任委員会の中でも慎重審議をお願いしたいと思います。

ようございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この辺で質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時55分

